

鈴鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第 1 1 号

鈴鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会会議規則（昭和 3 1 年鈴鹿市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 8 条</u> ） 第 2 章 会議（ <u>第 9 条</u> —第 16 条） 第 3 章・第 4 章 略 附則 （参集） 第 4 条 委員は、招集の当日、指定の時刻に 、指定の場所に参集しなければならない。 <u>ただし、次条に規定する方法によつて会議</u> <u>に出席する場合は、この限りではない。</u> <u>（オンライン出席）</u> 第 5 条 <u>教育長及び委員は、会議の開催の場</u> <u>所に参集することが困難な事情があるとき</u> <u>は、オンラインによる方法（映像及び音声</u> <u>の送受信により相手の状態を相互に認識し</u> <u>ながら通話をすることができる方法をいう</u> <u>。）によつて会議に出席すること（以下「</u>	目次 第 1 章 総則（第 1 条— <u>第 7 条</u> ） 第 2 章 会議（ <u>第 8 条</u> —第 16 条） 第 3 章・第 4 章 略 附則 （参集） 第 4 条 委員は、招集の当日、指定の時刻に 、指定の場所に参集しなければならない。

オンライン出席』という。) ができる。

2 前項に定めるもののほか、オンライン出席に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第6条～第10条 略

第5条～第9条 略

(議案の朗読)

第10条 議案は、書記に朗読させる。ただし、便宜上これを省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。